

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴来愛環会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費・宿泊費)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員には、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行し、平成29年4月1日から適用する。